

ご存じですか—— 12月9日は 障害者の日です

すべての障害者は、障害を持つていない人と同様に、だれもが家庭や地域とともに生活できることが必要です。

そこで、広く障害者の福祉について関心と理解を深めるため、国は十二月九日を「障害者の日」と定め、障害者があらゆる分野で積極的に活動できるような福祉施策の充実にめざしています。

今号では、蒲郡市の福祉施策の概要についてご紹介します。

ここに掲載した制度は、障害者福祉制度のほんの一部です。他にも皆さんの役に立つ制度がいろいろあります。福祉課へお気軽におたずねください。

市役所福祉課(☎66-1106)

心身に障害をもつたとき

身体障害者手帳の交付

身体障害者が福祉制度を利用する
ときには手帳が必要です。

○対象者

目、耳、手足、体幹、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸に法律で決められた障害をもっている人

○申請に必要な書類

身体障害者手帳交付申請書
指定医師の診断書

写真(上半身 縦四センチ×横三センチ)

療育手帳の交付

精神薄弱者が一貫した指導を受けたり、福祉制度を利用するときには手帳が必要です。

○対象者

おおむね十八歳以前に知的障害が認められ、IQ(知能指数)が七十五以下の人

○申請に必要な書類

療育手帳交付申請書

写真(上半身 縦四センチ×横三センチ)

